

公告第913号

組合規程の改訂について

下記のとおり組合規程を改定いたしました。  
つきましては、健康保険法施行令第3条の規定により公告いたします。

7. 検査及び監査規程

新	旧																																				
<p>(監事) 第2条 1～2 (略) 3 監事の選挙執行に関して必要な事項で、この規程に定めのない事項に関しては、理事及び理事長選挙執行規程を準用する。</p> <p style="text-align: center;">附則 この規程は、令和6年6月28日から施行する。</p>	<p>(監事) 第2条 1～2 (略) 3 監事の選挙執行に関して必要な事項で、この規程に定めのない事項に関しては、<u>組合</u>理事及び理事長選挙執行規程を準用する。</p> <p style="text-align: center;">附則 この規程は、令和4年7月1日から施行する。</p>																																				
<p style="text-align: right;">(別紙様式)</p> <p style="text-align: center;">健康保険組合監査報告(通知)書 令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇健康保険組合 〇〇健康保険組合理事長 } 殿</p> <p style="text-align: right;">監事 選定議員氏名 " 互選議員氏名</p> <p>令和〇年〇月〇日当組合の本部(〇〇支部)の監査を実施したところ、その結果は、下記のとおりであったので、報告(通知)する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 15%;">評価</th> <th style="width: 25%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1. 組合の事業運営</td> </tr> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td style="text-align: center;">適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 組合原簿等の整備</td> <td style="text-align: center;">適・否・<span style="color: red;">不該当</span></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">2～6 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">7. 準備金及びその他の積立金の管理状</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価	摘要	1. 組合の事業運営			(1)～(2) (略)	適・否		(3) 組合原簿等の整備	適・否・ <span style="color: red;">不該当</span>		2～6 (略)			7. 準備金及びその他の積立金の管理状			<p style="text-align: right;">(別紙様式)</p> <p style="text-align: center;">健康保険組合監査報告(通知)書 令和〇年〇月〇日</p> <p>〇〇健康保険組合 〇〇健康保険組合理事長 } 殿</p> <p style="text-align: right;">監事 選定議員氏名 " 互選議員氏名</p> <p>令和〇年〇月〇日当組合の本部(〇〇支部)の監査を実施したところ、その結果は、下記のとおりであったので、報告(通知)する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 15%;">評価</th> <th style="width: 25%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1. 組合の事業運営</td> </tr> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 組合原簿等の整備</td> <td style="text-align: center;">適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">2～6 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">7. 準備金及びその他の積立金の管理状</td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価	摘要	1. 組合の事業運営			(1)～(2) (略)			(3) 組合原簿等の整備	適・否		2～6 (略)			7. 準備金及びその他の積立金の管理状		
項目	評価	摘要																																			
1. 組合の事業運営																																					
(1)～(2) (略)	適・否																																				
(3) 組合原簿等の整備	適・否・ <span style="color: red;">不該当</span>																																				
2～6 (略)																																					
7. 準備金及びその他の積立金の管理状																																					
項目	評価	摘要																																			
1. 組合の事業運営																																					
(1)～(2) (略)																																					
(3) 組合原簿等の整備	適・否																																				
2～6 (略)																																					
7. 準備金及びその他の積立金の管理状																																					

況		
(1) (略)		
(2) 準備金	適・否	
(3) 別途積立金	適・否・ 不該当	
(4) 退職積立金	適・否・ 不該当	
(5) 有価証券(社債等含む)	適・否・ 不該当	
8. 固定資産、備品等の管理状況		
(1) 資産の再評価	適・否・ 不該当	
(2) 不用財産等処分	適・否・ 不該当	
(3) 固定資産の減価償却	適・否・ 不該当	
9～10 (略)		
11. 会計帳簿の整備状況		
(1) 会計帳簿の整備状況	適・否	
12～14 (略)		
15. 保健事業に関すること		
(1) 健康管理事業推進委員会の状況	適・否	
(2) (略)		
(3) 健康管理委員の委嘱の状況	適・否	
(4)～(12) (略)		
16～17 (略)		
18. 個人情報に関すること		
(1) (略)		
(2) 不適正な利用の禁止	適・否	
(3)～(15) (略)		
19 (略)		

況		
(1) (略)		
(2) 理事会の承認	適・否	
(3) 準備金	適・否	
(4) 別途積立金	適・否・ 不該当	
(5) 退職積立金	適・否・ 不該当	
(6) 有価証券(社債等含む)	適・否・ 不該当	
8. 固定資産、備品等の管理状況		
(1) 台帳の整備状況	適・否	
(2) 資産の再評価	適・否・ 不該当	
(3) 不用財産等処分	適・否・ 不該当	
(4) 固定資産の減価償却	適・否・ 不該当	
9～10 (略)		
11. 会計帳簿の備え付けの状況		
(1) 会計帳簿の備え付けの状況	適・否	
12～14 (略)		
15. 保健事業に関すること		
(1) 健康管理事業推進委員会の状況	適・否・ 不該当	
(2) (略)		
(3) 健康管理委員の委嘱の状況	適・否・ 不該当	
(4)～(12) (略)		
16～17 (略)		
18. 個人情報に関すること		
(1) (略)		
(2) 不適切な利用の禁止	適・否	
(3)～(15) (略)		
19 (略)		

### 34. 会計事務取扱規程

新	旧
<p>(帳簿の記帳)</p> <p>第5条</p> <p>1 帳簿の記帳は、それぞれの証拠書に基づき、その都度整理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(帳簿等の保管責任者)</p> <p>第9条 帳簿及び証拠書の保管は、事務長がこれを行う。</p> <p>2 帳簿及び証拠書の保存期間は、文書保存規程の定めるところによる。</p> <p>(執行日の記録記入)</p> <p>第11条 収入又は支出を終了したときは、その決議書に執行日を記録しなければならない。</p> <p>(出納手続)</p> <p>第12条 収入及び支出は、それぞれの証拠書を添えた収入決議書及び支出決議書によってしなければならない。収入決議書及び支出決議書は当該予算科目を明記作成し、これを整理しなければならない。</p> <p>(支出決議書の処理)</p> <p>第13条 出納員は、<u>支出したときは、領収書を徴しなければならない。ただし、振替貯金又は銀行振込による支出の場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>領収書は当該支出決議書に添付して整理しなければならない。</u></p> <p>(科目の更正)</p> <p>第15条 出納員は、出納の過誤に関し、科目の更正を要する場合があるときは、証拠書を添え科目更正決議書によって整理しなければならない。</p>	<p>(帳簿の記帳)</p> <p>第5条</p> <p>1 帳簿の記帳は、それぞれの証拠書類に基づき、その都度整理しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(帳簿等の保管責任者)</p> <p>第9条 帳簿及び証拠書類の保管は、事務長がこれを行う。</p> <p>2 帳簿及び証拠書類の保存期間は、文書保存規程の定めるところによる。</p> <p>(執行日の記録記入)</p> <p>第11条 収入又は支出を終了したときは、その決議書に執行日を記入しなければならない。</p> <p>(出納手続)</p> <p>第12条 収入及び支出は、それぞれの証拠書類を添えた収入決議書及び支出決議書によってしなければならない。収入決議書及び支出決議書は当該予算科目を明記作成し、これを整理しなければならない。</p> <p>(支出決議書の処理)</p> <p>第13条 出納員は、<u>支出決議書を受けたときは、領収書欄に債主の領収印を押印させ、又はその他による領収書を徴しなければならない。</u></p> <p>2 <u>債主の領収印は、止むを得ない事由による場合を除き、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。</u></p> <p>(科目の更正)</p> <p>第15条 出納員は、出納の過誤に関し、科目の更正を要する場合があるときは、証拠書類を添え科目更正決議書によって整理しなければならない。</p>

<p>(領収書の交付)</p> <p>第20条 金銭を収納したときは、領収書を交付しなければならない。領収書は3枚複写式とし、連続番号を付して、1枚は発行控、1枚は証拠書として収入決議書に添付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第21条 削除</p> <p>(2. 削除)</p> <p>(概算払の精算)</p> <p>第26条 現金の概算払を受けた者は、その用務又は要件終了後5日以内に概算払精算書を調製し、証拠書を添えて常務理事の決裁を受けなければならない。</p> <p>(収支証拠書の整理)</p> <p>第34条 収入及び支出の証拠書は、月別<u>かつ科目別</u>に<u>整理</u>するものとする。</p> <p>(2. 削除)</p> <p>(物品の毀損等届出)</p> <p>第44条 物品を毀損又は亡失したときは、<u>担当者</u>はその事由を具して<u>物品</u>保管責任者を経て常務理事に届出なければならない</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和<u>6</u>年<u>6</u>月<u>28</u>日から施行する。</p>	<p>(領収書の交付)</p> <p>第20条 金銭を収納したときは、領収書を交付しなければならない。領収書は3枚複写式とし、連続番号を付して、1枚は発行控、1枚は証拠書<u>類</u>として収入決議書に添付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(領収書の受領)</p> <p>第21条 <u>諸支払いは、領収書を受領しなければならない。ただし、振替貯金又は銀行振込による支払いの場合における領収書は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 領収書は当該支出決議書に添付して整理しなければならない。</u></p> <p>(概算払の精算)</p> <p>第26条 現金の概算払を受けた者は、その用務又は要件終了後5日以内に概算払精算書を調製し、証拠書<u>類</u>を添えて常務理事の決裁を受けなければならない。</p> <p>(収支証拠書<u>類</u>の整理)</p> <p>第34条 収入及び支出の証拠書<u>類</u>は、<u>各</u>月別に<u>編綴</u>するものとする。</p> <p><u>2 証拠書類は各科目別に区分紙をつけ、証拠書類の総金額と枚数を記載するとともに、それを款項に区分紙をつけて、それぞれ金額、枚数を記載し散逸しないように整理するものとする。</u></p> <p>(物品の毀損等届出)</p> <p>第44条 物品を毀損又は亡失したときは、<u>保管者</u>はその事由を具して保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和<u>4</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日から施行する。</p>
---	---

令和6年7月16日

ダイハツ健康保険組合  
理事長 田中 光治